

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人泡盛マイスター協会 (AWAMORI MEISTER ASSOCIATION) と称し、A、M、Aと略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市牧志1丁目1番4号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、わが国における泡盛マイスターの資質向上と泡盛を中心とする飲料に関する正しい知識の普及、接客技術の向上、食品衛生の推進、飲食場所における衛生的環境の確保等に関する事業を行うことを通じて、国民に豊かな食生活を提供し、飲食店の振興に寄与するとともに、泡盛マイスターの社会的地位の向上を図り、もって国民の福祉と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 泡盛を中心とする飲料等の調査研究及び管理に関する相談指導
- (2) 泡盛を中心とする飲料等に関する食品衛生、飲食場所における衛生的環境、飲食店経営の振興等に関する調査研究
- (3) 泡盛マイスター等の育成のための講習及び研修の実施並びに養成機関の指定及び設置運営に関する事業
- (4) 泡盛マイスター等の資格認定に関する事業
- (5) 泡盛を中心とする飲料等に関する知識の普及啓発に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

(支 部)

第5条 この法人には、総会の議決により支部を設置することができる。

2 支部の設置運営に必要な事項は、理事会の決定によりこれを定める。

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 飲食店、お土産店、ホテル、酒販店等において、泡盛を中心とする飲料サービス若しくは販売業務に従事するもの若しくはその経験、知識を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する法人又は個人

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 前条の承認を得たものは、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、その旨をあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事は、総会において正会員の中から選任し、監事は、会長が推薦し総会で選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）又は特定の企業の関係者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、その旨を沖縄県知事に届け出、2週間以内に登記しなければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

7 監事は、この法人の職員を兼務してはならない。

(役員職務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況並びに業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は沖縄県知事に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又はこれらを招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、その役員に対し、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

い。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員に限り、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 顧問

(顧問)

第19条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会において承認し、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

(1) 理 事 会

(構 成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開会する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 常任理事会

(常任理事)

第36条 この法人に、常任理事を置くことができる。

2 常任理事は、理事のうち会長、副会長、専務理事及び常務理事とする。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

4 常任理事については、第16条、第17条、第18条第2項及び第3項の規定を準用する。

(常任理事会)

第37条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常任理事の2分1以上からの招集の請求があったとき。

3 常任理事会は会長が招集する。

4 会長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

5 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

6 常任理事会については、第33条第3項、第34条、第35条の規定を準用する。

この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、「常任理事会」及び「常任理事」と読み替えるものとする。

7 その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算は毎会計年度開始前に作成し、総会において出席した正会員数の3分の2以上の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第 1 項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書及び収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員数の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎会計年度終了後 3 月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときも同様とする。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を沖縄県知事に届け出るとともに、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 45 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 47 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を経て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局の設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、沖縄県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は第45条の規定にかかわらず設立総会のあった日から平成18年3月31日までとする。